

県たばこ税

2 県税のあらまし

卸売販売業者などが小売店にたばこを売り渡すときにかかります。
この税金は、皆さんが買うたばこの代金に含まれていますので、実質的には、たばこの購入者が負担していることになります。



納める人

卸売販売業者等（日本たばこ産業（株）、たばこ輸入業者、卸売販売業者）



納める額

1,000本につき 1,070円



申告と納税

卸売販売業者等が毎月分を翌月末日までに申告して納めます。

〈参考〉たばこ1箱に含まれる税金（令和5年4月1日現在）

たばこの代金には、たばこ税（国税）、たばこ特別税（国税）、県たばこ税（県税）、市町村たばこ税（市町村税）、消費税（国税）、地方消費税（県税）が含まれています。

1箱（20本入り580円のたばこ）の中には、約358円の税金が含まれています。

国たばこ税	136.04円
たばこ特別税	16.40円
県たばこ税	21.40円
市町村たばこ税	131.04円
消費税（地方消費税を含む）	52.73円
計	357.61円

※ 平成27年度及び平成30年度税制改正により、紙巻たばこの税率が以下のとおり変更になります。また、加熱式たばこの課税方式について、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式に見直され、平成30年10月1日から、5年間かけて段階的に移行されました。

※ 令和2年度税制改正により、軽量の葉巻たばこ（1本当たり1グラム以下）について、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、最低税率が設定され、令和2年10月から令和3年10月にかけて段階的に引き上げられました。

（税率：円／1,000本）

実施時期	旧3級品の紙巻たばこ				一般の紙巻たばこ			
	地方のたばこ税	道の府県たばこ税		国のたばこ税	地方のたばこ税	道の府県たばこ税		国のたばこ税
		道府県たばこ税	市町村たばこ税	道府県たばこ税		市町村たばこ税		
平成28年4月1日	3,406	481	2,925	3,406	(6,122)	(860)	(5,262)	(6,122)
平成29年4月1日	3,906	551	3,355	3,906	}	}	}	}
平成30年4月1日	4,656	656	4,000	4,656	}	}	}	}
平成30年10月1日	}	}	}	}	6,622	930	5,692	6,622
令和元年10月1日	6,622	930	5,692	6,622	}	}	}	}
令和2年10月1日	7,122	1,000	6,122	7,122	7,122	1,000	6,122	7,122
令和3年10月1日	7,622	1,070	6,552	7,622	7,622	1,070	6,552	7,622

※ カッコ内は平成25年4月1日実施

※ 令和元年10月1日以降、旧3級品の紙巻たばこの税率は、一般の紙巻たばこと同率

茨城県からのお知らせ

たばこは県内で買いましょう

県たばこ税等は、たばこを買った場所の所在する都道府県や市町村の収入となります。